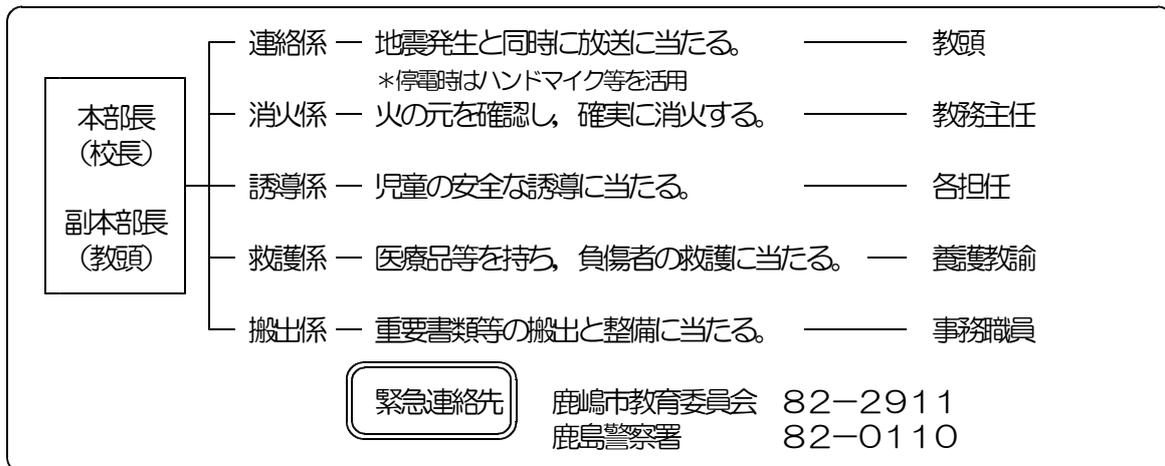


VIII 学校防災

(1) 高松小学校地震防災組織



(2) 地震防災組織の役割

担 当	災害に備えての役割	災害時における役割
本部長 *校長	<ul style="list-style-type: none"> 全教職員の災害時の対応を個別に明らかにしておく。 保護者に、学校の対応策を周知しておく。 	<ul style="list-style-type: none"> 高松小地震防災組織を設置する。 全教職員に活動への従事を指示する。 市教委へ避難状況報告をする。
副本部長 *教頭	<ul style="list-style-type: none"> 全教職員に本校の地震防災体制を周知し共通理解を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 本部長を補佐する。 各担当と連絡調整を行う。 各担当からの情報を整理し、本部長に報告する。 諸関係機関、報道機関の窓口となる。
連絡担当 *教務主任	<ul style="list-style-type: none"> 迅速、的確に伝達できる連絡網を作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 火災発生の場合は初期消火（担任外と共に） 保護者からの問い合わせに対応する。 避難状況把握して副本部長に報告する。 避難している児童に必要な情報を提供する。 情報はすべて副本部長に報告する。
避難誘導担当 *各担任 (火災がない場合は担任外も)	<ul style="list-style-type: none"> 教室等から安全、迅速に退避するための経路を児童に周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童を速やかに屋外に退避させる。 負傷者の有無の確認をする。 行方不明者の搜索をする。 児童に状況説明をし、次の指示があるまで待機させる。
救護担当 *養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> 救急用品を確保し救護体制を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童と教職員の救護、応急処置、健康観察をする。
搬出担当 *事務職員	<ul style="list-style-type: none"> 重要書類等の保管・整備に当たる。 出席簿、引渡しカードを持ち出せるよう準備する。 	<ul style="list-style-type: none"> 重要書類の搬出をし、整備をする。 出席簿、引渡しカードを担当に手渡す。

■ 1 学校生活内での災害等への対応

(1) 災害発生 (大地震等)

(2) 児童の安全確保

- ①児童の安全確保
 - ア. 落ち着いて行動するように声をかける。
 - イ. 机の下に潜り、机の脚をつかむように指示をする。
 - ウ. 脱出口を確保する。
- ②二次災害防止
 - ア. コンロ・ストーブ・ガス等の火を消す。
 - イ. コンセントを抜いたり、ガスの元栓をしめたりする。

(3) 避難・誘導

- ①安全な場所への避難・誘導
 - ア. 安全帽等で頭部を保護するよう指示する。
 - イ. 高松中学校への避難を開始する。
 - ウ. 高松中学校体育館前駐車場に集合・整列し、人員及び負傷者を把握し、本部に報告する。
 - エ. 学校防災組織に基づき、各係の行動を開始する。
 - 行方不明者の捜索を行う。
 - 負傷者の有無を確認する。
 - 負傷者の救出、応急手当をする。
 - ※ 津波警報のときは、高松中に避難を続ける。
津波注意報のときは、状況により判断。ただし、屋外には出ない。

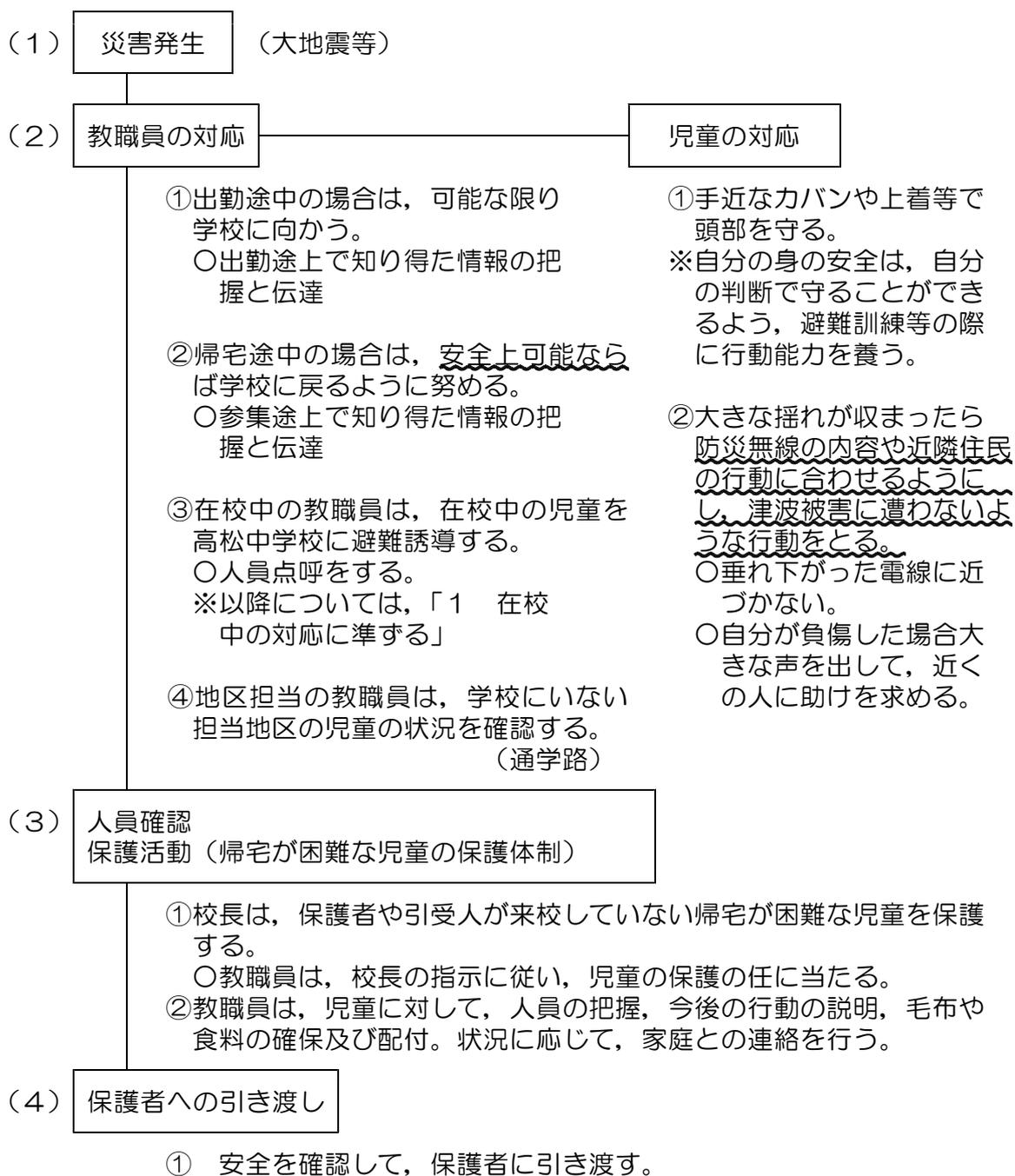
(4) 消防署への救助要請
教育委員会への報告

- ①救助を必要とする児童・教職員がいる場合は、消防署へ（119番）救助要請をする。（状況により携帯電話等を活用する）
- ②被害の報告
 - ア. 被害の規模、児童・教職員・学校施設・設備の被害状況を把握し、市教育委員会に報告する。

(5) 保護者への引き渡し

- ①児童の保護者への引き渡し
 - ア. 児童の保護者への引き渡しは、直接保護者に引き渡す。
 - 「児童引き渡しカード」等で確認とチェックを十分に行う。
 - イ. 保護者が引き取りに来られない児童については、自宅及び通学路の安全が確認できるまで学校に待機させる。
（単独では下校させない。）

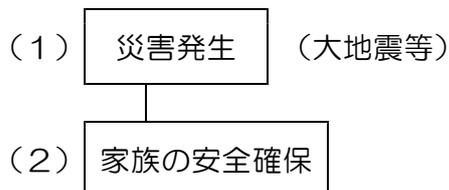
■2 登下校時中に災害が発生した場合の対応

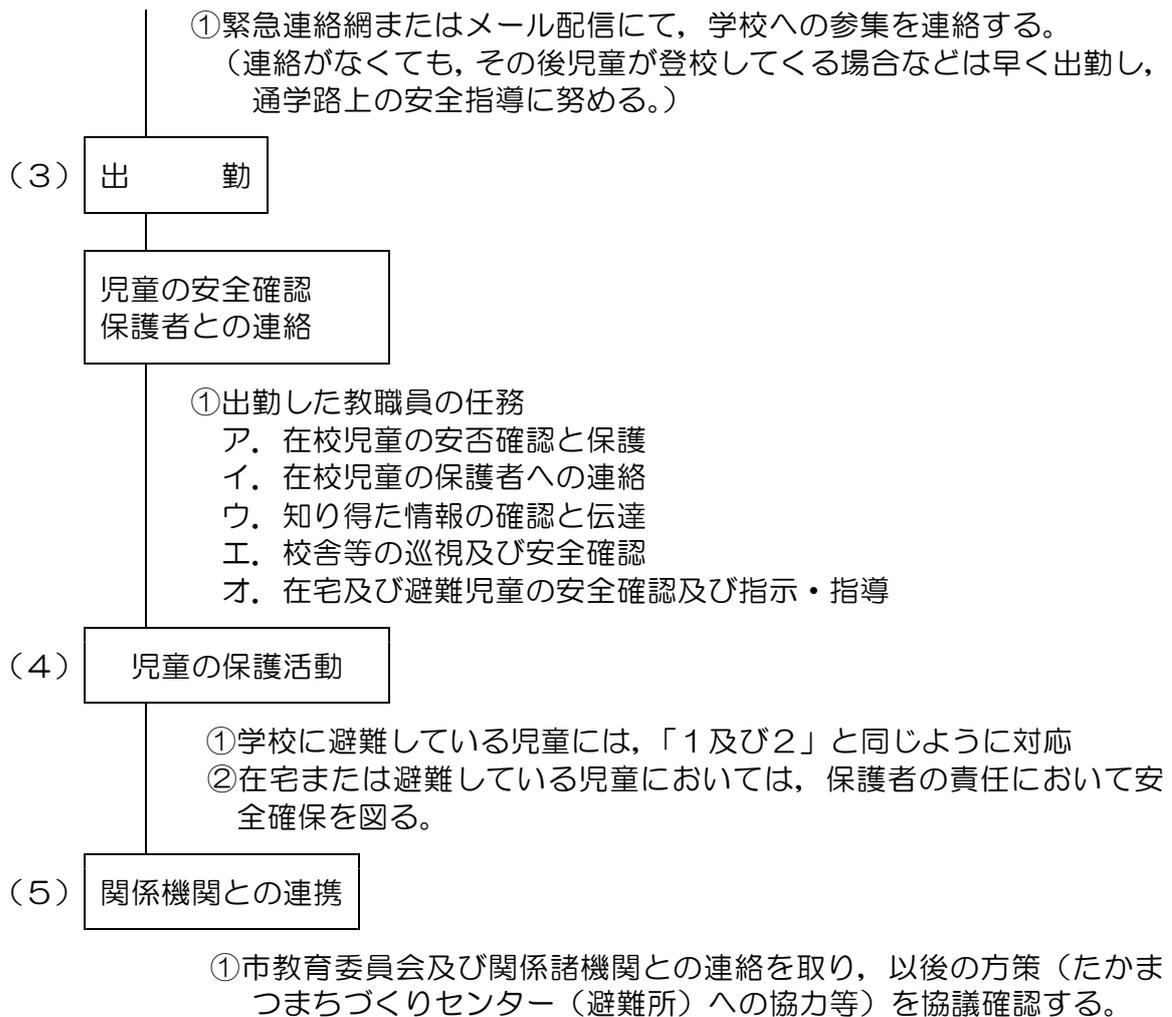


■3 夜間・早朝・休日中に災害が発生した場合の対応

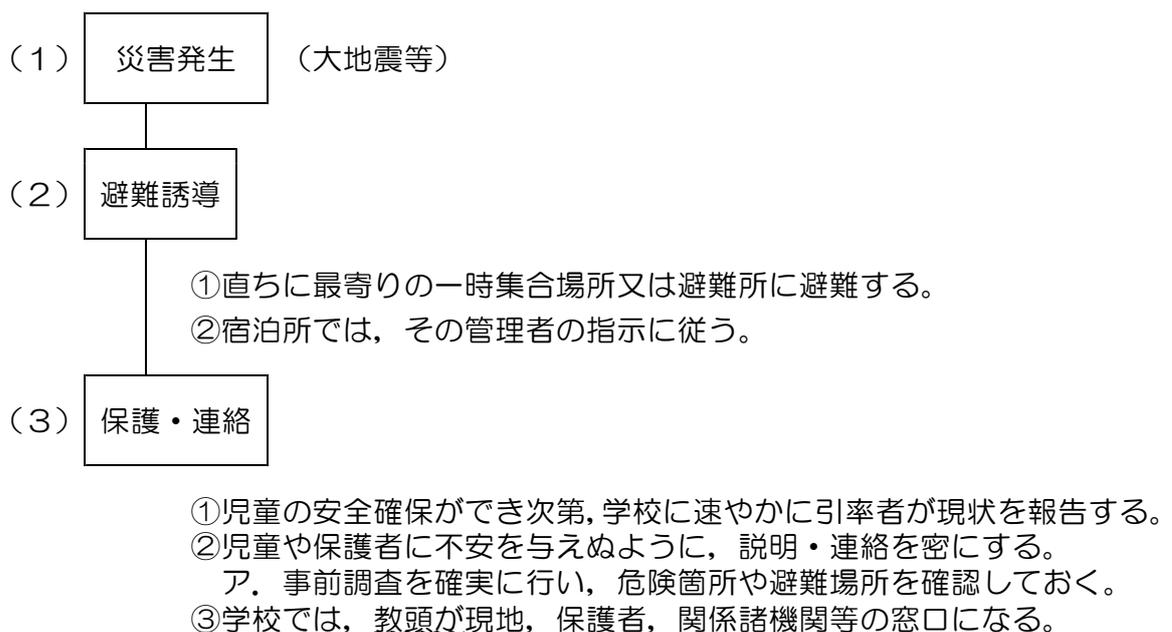
※ 家庭で地震等の災害に遭遇した場合の登校については、臨時休業日にならない場合でも、各家庭の状況に合わせて、各家庭が判断してよい。(避難を続ける等)

※ 災害により臨時休業日になる場合はメール配信する。





■4 校外学習や学校行事等に災害が発生した場合の対応



■5 災害時における学校の避難場所としての対応

※ 高松小学校は鹿嶋市指定の避難場所ですが、災害が大きく帰宅できない児童及び住民がいる場合に生活する避難所ではありません。数日以上にわたり被災者が生活しなければならない場合は、市の指示により『高松まちづくりセンター』『勤労文化会館』等が市の指示で避難所として開設されます。

(1) 災害発生 (地震については前述, その他の災害も含む。)

(2) 避難場所としての対応と児童の安全確保

- ①避難者の受け入れ
 - ア. 避難場所の設定
 - 避難場所 体育館, 教室等
 - 救護所 保健室等
 - イ. 児童の現状把握と安全確保
 - (児童が在籍している時間帯に被災した場合は名簿でチェック)
 - 学校に避難している児童
 - 保護者等へ引き渡した児童

(3) 授業の再開へ向けて

- ※市教育委員会からの指示及び協議
 - ア. 心のケア
 - 災害への恐怖, 家族等の被災, 将来への不安等
 - 市教育委員会との連携=充実した心のケア
 - ・スクールカウンセラー
 - ・精神科医
 - ・臨床心理専門家

(4) 正常化への努力

- ①正常な学校運営のために
 - ア. 学校の施設・設備の補修
 - 市教育委員会との協議
 - ウ. 授業の遅れの回復

■6 不審者侵入に対する対応

- 校舎内外や学校周辺の巡回活動の強化 (特に, 死角になるところに注意)
- 外来者への声かけ, あいさつ (来校者の目的確認)
- 教室等への無断侵入の発見

(1) 不審者侵入の発見

児童の対応

- ①目撃情報を職員室 (校長・教頭) に報告
 - ア. 不審者から離れるよう指示する。
 - イ. 緊急時の避難経路の確保

- ①不審な人が学校に入ってきたら近づかず, すぐに先生に知らせる。

エ. 緊急の校内放送やヘルプカードを通じて緊急事態発生を他の教室へ知らせる。

ウ. (ア～エと同時に)

連絡を受けた教頭は不審者侵入の放送をする。『これから、高松集会を開きます。〇年〇組(新入場所)の発表です。先生と一緒に移動しましょう。』

オ. 職員はその場の状況を判断し、現場に急行するものと児童を掌握するものに分かれて対応する。

②警察署への通報

②不安や危険を感じたら、大きな声で助けを呼びすぐ逃げる。

(2) 児童の安全確保

①児童の安全確保

ア. 避難経路を指示し、安全な場所に避難させる。

②負傷者救助, 応急処置

ア. 負傷者の有無を確認する。

イ. 負傷者の救出, 応急手当をする。

③必要に応じて消防署(119番)救急車を要請する。

(3) 避難・誘導

①安全な場所への避難・誘導

ア. 児童を掌握し、静かに、速やかに避難態勢をとる。

イ. 児童の人数を確認し、避難を開始する。

○教室からの避難の場合は、できる限り隣接する学級が連携して前後に教員を配置して避難する。

○負傷者, 心身に障害のある児童の保護を優先する。

○周囲の状況を確認しながら避難する。

ウ. 不審者から避難できる場所(校庭や体育館)に学級ごとに集合・整列し、人員及び負傷者を把握し、教頭(校長)に報告する。

○行方不明者の捜索を行う。

○負傷者の応急処置をする。

(4) 教育委員会への報告

①被害状況を把握し、市教育委員会に報告する。

(5) 保護者への引き渡し

①児童の保護者への引き渡しは、直接保護者に引き渡す。

「児童引き渡しカード」等で確認とチェックを十分に行う。

②保護者が引き取りに来られない児童については、学校に待機させる。

■7 校外学習や学校行事等における不審者への対応

校外学習や学校行事においては、事前調査や安全指導等を十分に行い、安全確保を徹底する。

①事前計画と安全確認

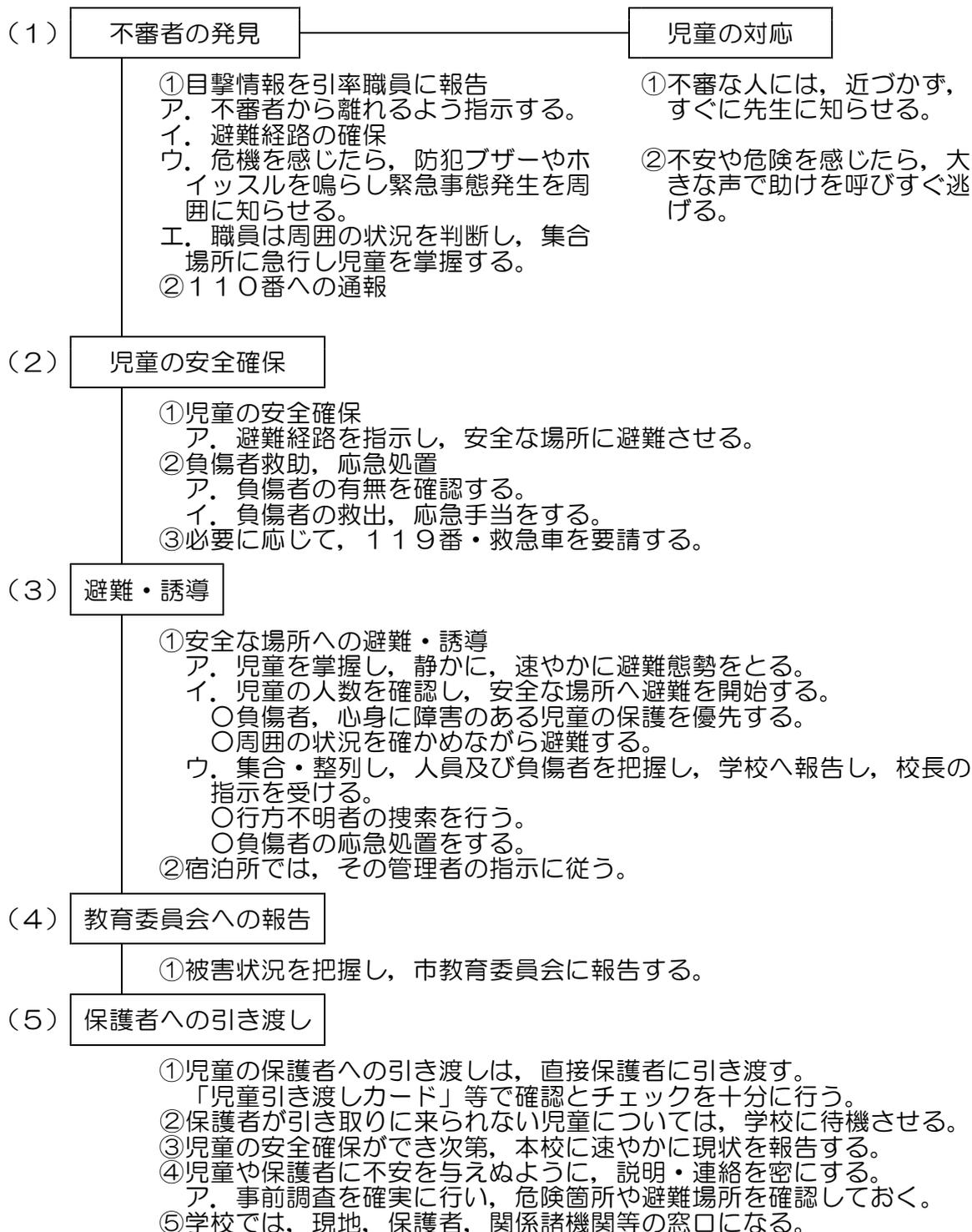
事前に無理のない計画を立てるとともに、現地の事前の実地調査を行い、安全を十分に確認する。

②安全指導の徹底

児童等に対する事前の安全指導や健康管理指導を徹底する。

③非常時の連絡体制

万一の事態が発生した場合の連絡方法等を下記のとおり定めておく。



■8 ヘルプカードの使い方

このカードは、不審者の侵入など、至急、他の職員に応援を要請したいときのみ使用する。

- 1 カードを身近な児童に手渡し、一番近くにいる他の先生に渡すように指示する。
- 2 このカードを受け取った職員は、その児童に、さらに職員室までに届けるように指示するとともに自分は現場に直行する。
- 3 このカードを受け取った職員室の職員は、児童に概要を確認すると共に、直ちに必要な措置をとる。



音楽室

(全校生徒への周知，警察への通報，応援職員の派遣など)

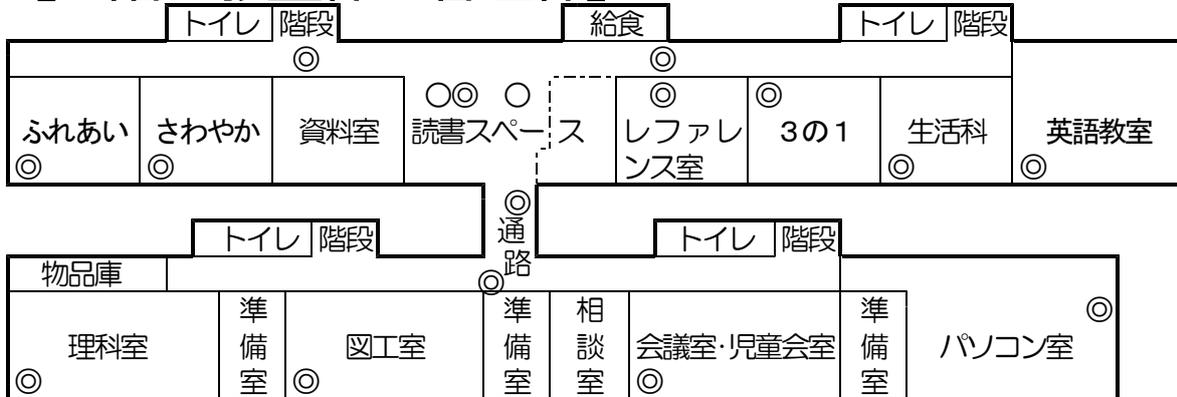
校内ヘルプカードの所在位置

下図の他に 教室棟屋上入り口1カ所，体育館2カ所

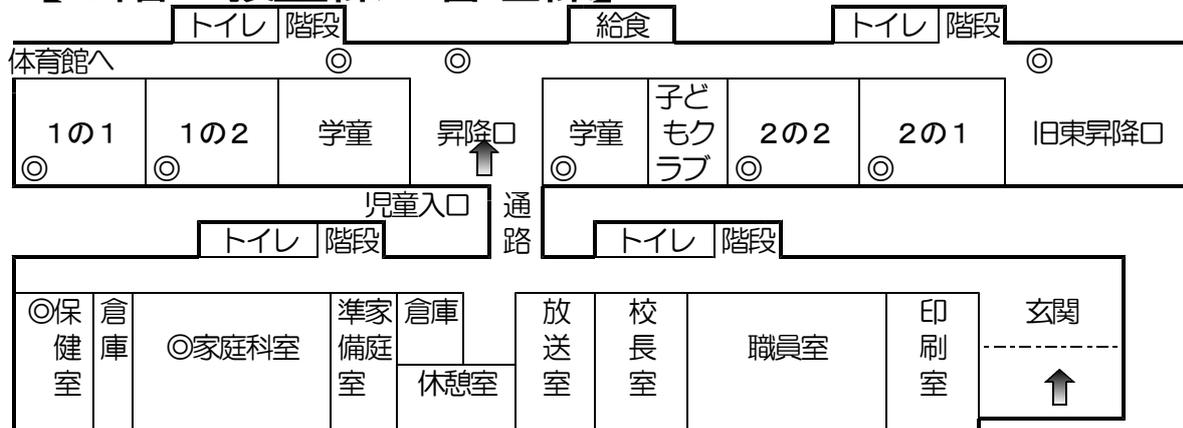
【3階 教室棟】



【2階 教室棟 - 管理棟】



【1階 教室棟 - 管理棟】



■9 落雷への対応

(1)

雷接近

- ・真っ黒い雲が近づき，周囲が急に暗くなる。
- ・雷鳴が聞こえる。

(2)

教職員の対応

児童の対応

- ① 雷鳴が聞こえてきたり，雷光が見えたりした場合は，速やかに屋内に避難させる。(雷鳴が遠くても聞こえたら直ちに)
- ② 校庭や平地での活動等，近くに高いものがない場所での活動は特に注意し，速やかに活動を中止し，屋内に避難させる。

[学校で]
① 教員の指示に従い，速やかに屋内に避難する。

② 雷は短時間でおさまることが多いので，無理に帰宅せず，屋内へ避難する。自転車に乗っていたら，すぐに降り安全な場所に避難する。

[登下校時]

【避難場所に関する留意点】

- ・建物の中，自動車，バス，列車の中等への素早い避難。
- ・軒先や外壁は雷の通り道になる可能性
- ・壁や電気製品の近くから離れる。
- ・テントやトタン屋根の仮小屋は危険
- ・雷は高いところに落ちやすい。立木から離れた所に避難。
- ・近くに避難する場所がない場合は，足を閉じてしゃがむなどできるだけ姿勢を低くする。

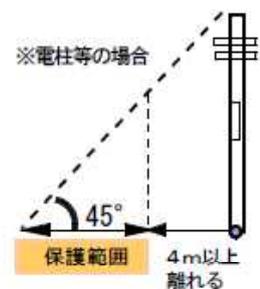
(3)

雷鳴が止む

- ・雷鳴が止んでも20分程度は落雷の危険があるので，安全な場所での待機を指示する。(帰宅させない)
- ・その後の活動再開は，気象情報等で安全を確認の上，判断する。

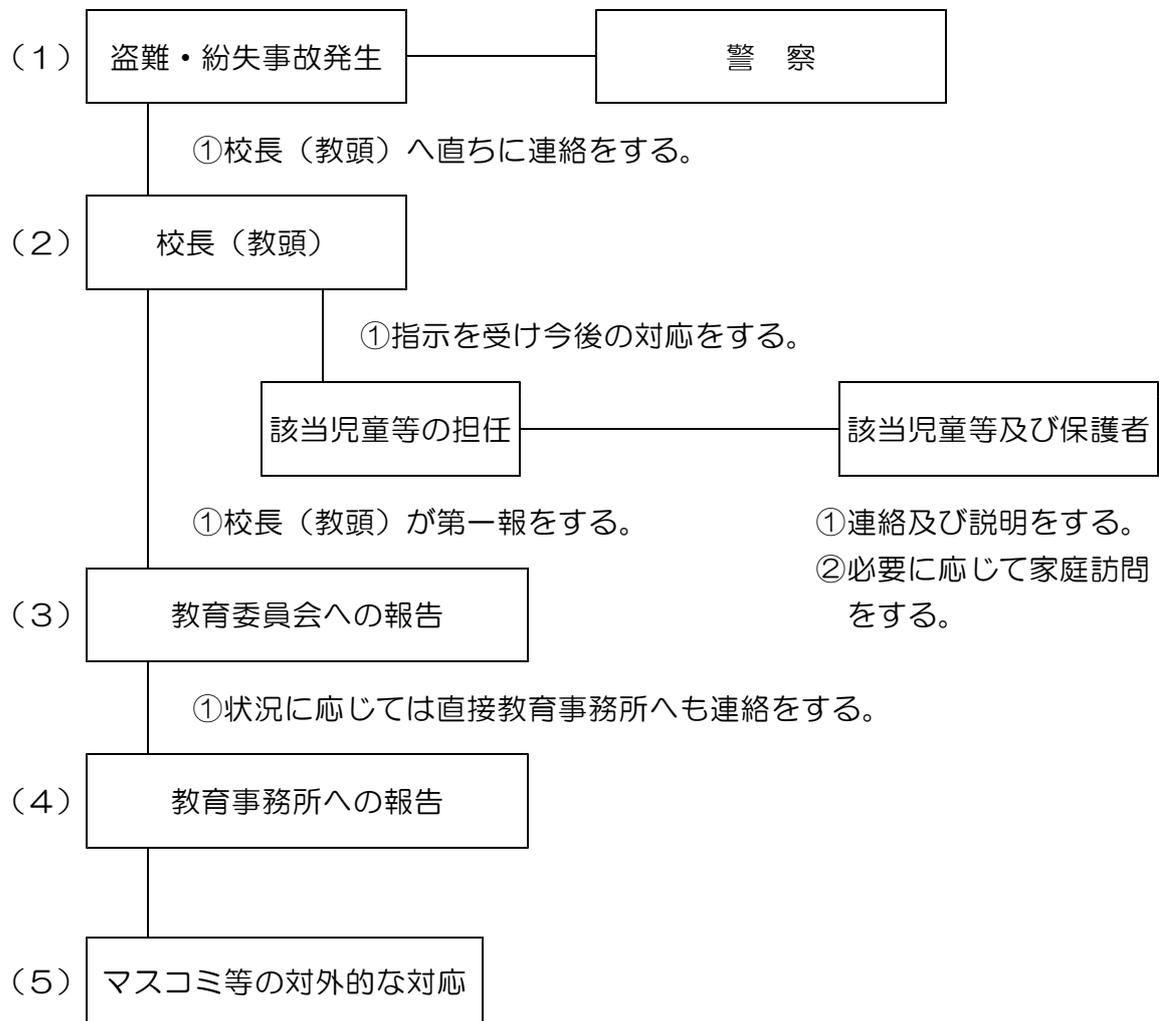
【安全な空間に避難できない場合の対応】

- ・近くに安全な空間がない場合は，電柱・煙突・鉄塔
- ・建築物などの高い物体のてっぺんを45度以上の角度で見上げる範囲で，その物体から4m以上離れたところ(保護範囲)に避難する。
- ・高い木の近くは危険なので，最低でも木のすべての幹，枝，葉から2m以上離れる。(人間は木よりも電気が通りやすいので，木から人間に雷が飛び込む「側撃」が起こる。
- ・姿勢を低くして，持ち物は体より高く突き出さない。
- ・雷の活動が止み，20分以上してから，安全な空間へ移動する。



Ⅹ 個人情報

■ 1 個人情報盗難・紛失への対応



①教頭（または校長）を窓口として、事実のみを話す。憶測で話さない。